

## 令和4年度産業用地可能性検討調査業務 業務仕様書

### 1 事業の目的

本業務は、本県の産業用地が不足すると考えられる中、北勢・中勢・伊賀の3地域において、産業用地として開発可能性が高いと考えられるエリアを抽出・選定し、今後の産業用地整備につながる基礎資料を作成することを目的とします。

### 2 契約期間

契約日から令和5年3月17日（金）まで

### 3 対象地域

対象地域は、下記3地域（16市町）を対象とします。

- ・北勢地域（四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町）
- ・中勢地域（津市、松阪市、多気町、明和町）
- ・伊賀地域（名張市、伊賀市）

### 4 業務内容

#### （1）産業用地可能性検討調査

##### ア 上位関連計画の整理

- ①県、関係市町の上位計画、関連計画の整理
- ②国、県、市町の産業振興施策等の整理

##### イ 産業特性等の整理

- ①工業の沿革、産業構造、業種、技術ニーズ等の把握
- ②大規模工場及び産業団地等の立地状況及び構想の把握
- ③他地域の産業立地動向の把握

##### ウ 現況の整理

- ①土地条件調査：地形・地質・地盤、土地利用現況、埋蔵文化財、災害履歴・災害想定等の整理
- ②社会条件調査：交通体系、法規制、開発動向、関連計画等の整理

##### エ 産業用地適地選定の方針・基準の設定

- ①産業用地適地選定方針の設定
- ②適地選定の評価指標及び評価点の設定
- ③開発ポテンシャル及び保全度評価

##### オ 産業用地適地の選定

各自自治体へのヒアリングを通じて産業用地適地の選定を行う。

- ① 産業用地としての開発可能性が高い一次選定候補地を選定し、比較表を作成。  
（各市町1～5箇所程度を県及び市町と調整して選定。計45～50箇所程度を想定）
- ② 一次選定候補地の比較検討を踏まえた二次選定候補地の選定

(一次選定候補地から県及び市町と調整して選定。計 15~20 箇所程度を想定)

#### カ 実現方策の検討

二次選定候補地について、下記の項目について検討を行い、簡易平面図等を作成し結果をとりまとめること。

- ① 土地利用ゾーニング及び概算工事費
- ③ 産業用地確保の整備手法・事業主体
- ④ 工程計画

### (2) 産業用地基本計画作成業務

前項の適地選定において評価の高かった 4 地区について、都市計画基本図 (1/2500) 等をベースとして、産業用地基本計画を作成する。

#### ア 計画条件の把握

地形、周辺土地利用、周辺道路状況、排水状況、法規制等を踏まえた計画条件を整理する。

#### イ 造成計画

産業用地の規模・配置検討を踏まえた造成計画を作成し、点高法等による土量計算を実施する。

#### ウ 交通計画

周辺の道路状況、道路計画を踏まえた、道路配置計画を作成する。

#### エ 排水計画

造成・道路計画及び周辺排水状況を踏まえた、排水・調整池を計画する。

#### オ 土地利用計画

造成・交通・排水計画を踏まえた土地利用計画図を作成する。

#### カ 概算事業費の算出

土地利用計画を踏まえた概算事業費を算出する。

### (3) 公図調査

前項の産業用地基本計画の作成を行う 2 地区について、公図・登記簿調査を行い、公図等転写連続図を作成する。(各地区面積 10ha、公図 100 筆で想定してください)

#### ア 作業計画

#### イ 公図等の転写

#### ウ 地積測量図転写

#### エ 土地の登記記録調査

#### オ 権利者確認調査

#### カ 公図等転写連続図作成

## 5 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して 10 日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体および電子媒体で各 3 部、県に提出してください。

## 6 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、別添特記仕様書（設計業務条件一覧表）に示す条件を満たすこと。
- (2) 契約締結権者は、必要に応じ受託先を訪問し状況確認を行うとともに実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間の保存が必要である。
- (7) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第 53 条、第 54 条及び第 56 条に罰則があるので留意すること。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。